

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、平成21年度後期実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成21年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 技能検定を実施する等級別の職種（作業）

(1) 特級

金属熱処理
機械加工
放電加工
金属プレス加工
めっき
仕上げ
機械検査
機械保全
電子機器組立て
電気機器組立て
空気圧装置組立て
建設機械整備
紳士服製造
プラスチック成形
パン製造

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）
ロープ加工（ロープ加工作業）
機械検査（機械検査作業）
機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）
電気機器組立て（シーケンス制御作業）
半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）
空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）
農業機械整備（農業機械整備作業）
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）
紳士服製造（紳士既製服型紙製作作業、紳士既製服縫製作業）
和裁（和服製作作業）
強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）
石材施工（石材加工作業）
パン製造（パン製造作業）
建築大工（大工工事作業）
かわらぶき（かわらぶき作業）
配管（建築配管作業、プラント配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
 コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
 防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシート
 トーチ工法防水工事作業）
 ガラス施工（ガラス工事作業）
 機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）
 塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 3級

機械検査（機械検査作業）
 電気機器組立て（シーケンス制御作業）
 内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）
 冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）
 建築大工（大工工事作業）
 配管（建築配管作業、プラント配管作業）
 機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

(4) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）
 樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成21年11月30日（月）から平成22年2月21日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会
 が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成21年11月20日（金）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、
 受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 特級

全職種 平成22年1月31日（日）

(イ) 1級及び2級

職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、配 管、型枠施工、鉄筋施工及びガラス施工	平成22年1月24日（日）
さく井、ロープ加工、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、強化プ ラスチック成形、石材施工、パン製造、コンクリート圧送施工、防水 施工及び機械・プラント製図	平成22年1月31日（日）
機械保全、半導体製品製造、空気圧装置組立て、和裁、建築大工、か わらぶき及び塗装	平成22年2月7日（日）

(ウ) 3級

職 種	実 施 期 日
-----	---------

機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て及び配管	平成22年1月24日(日)
冷凍空気調和機器施工及び機械・プラント製図	平成22年1月31日(日)
建築大工	平成22年2月7日(日)

(エ) 単一等級

全職種 平成22年2月7日(日)

イ 実施場所

とりぎん文化会館 鳥取市尚徳町101-5

独立行政法人雇用・能力開発機構米子職業能力開発促進センター 米子市古豊千520

4 手数料

(1) 実技試験

ア 特級

全職種 15,700円

イ 1級及び2級

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700円
機械検査及び婦人子供服製造	13,000円
和裁及び機械・プラント製図	11,500円

ウ 3級

職 種	手 数 料	
	在 校 生	在校生以外
下記以外の職種	10,500円	15,700円
機械検査	8,700円	13,000円
機械・プラント製図	7,700円	11,500円

エ 単一等級

全職種 15,700円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857-22-3494

(3) 受付期間

平成21年9月28日(月)から同年10月9日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達による場合は、平成21年10月9日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会にて配布する。

イ 申請書を郵送又は信書便により送達する場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるも

のとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種（指定試験機関が実施する職種を除く。）についても、受け付ける。

エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成22年3月16日（火）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受検番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県ホームページ（とりネット）に掲載する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成22年3月16日（火）付けの書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）又は鳥取県商工労働部雇用人材総室労働政策チーム（電話0857-26-7222）に問い合わせること。